

第 4 4 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 23 年 4 月 22 日（金） 14：35～15：55

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用第 1208 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、首藤委員、
椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部総合調整室参事官、国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

（1）専門委員の発令等について

（2）諮問第 32 号の答申「医療施設調査の変更について」

（3）諮問第 33 号の答申「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」

（4）諮問第 34 号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」

（5）諮問第 36 号「農業経営統計調査の変更について」

（6）部会の審議状況について

（7）その他

5 議事録

○樋口委員長 濟みません、定刻を過ぎましたが、ただいまから「第 44 回統計委員会」を開催いたします。

先月は地震の影響で委員会を開催できませんでしたので、本日は多くの議題が用意され

てございます。委員の皆様におかれましては、効率的な議論、審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、4月8日に東日本大震災の対応について委員長談話を参考1のとおり公表いたしました。震災後の集計、公表を行う上で必要と思われる事項についての考え方を明らかにしておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

また、この後も随時臨機に、タイムリーにいろいろなお願いをせざるを得ないということもございますので、その際にもどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、井伊委員、宇賀委員、佐々木委員が所用のため御欠席でございます。

また、オブザーバーとして出席いただいております各府省におかれましては、人事異動に伴い御出席いただく方に変更がございますので、御紹介いたします。総務省の西藤統計調査部長、文部科学省の西澤調査企画課長。

○文部科学省生涯学習政策局 この4月1日から文部科学省の調査企画課長になりました西澤と申します。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1が、統計委員会専門委員名簿。

資料2が、部会に属すべき専門委員の指名について。

資料3、諮問第32号の答申「医療施設調査の変更について」（案）。

資料4、諮問第33号の答申「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」(案)。

資料5が、諮問第34号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」(案)。

資料6、諮問第36号「農業経営統計調査の変更について」。

資料7、国民経済計算部会の審議状況について（報告）です。

その他、参考資料6つがありますので、御確認ください。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。まず、統計委員会専門委員の発令等につきまして、資料1のとおり、労働力調査に係る匿名データ化の審議に参加していただくため、3月17日付で稲葉由之専門委員を任命しております。また、農業経営統計調査の審議に参加していただくため、4月22日付で小針美和専門委員を任命しております。部会に属する専門委員につきましては、本日付で資料2のとおりといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。諮問第32号の答申「医療施設調査の変更について(案)」につきまして、阿藤部会長から御説明をお願いいたします。

○阿藤委員 それでは、資料3に従いまして、まず諮問第32号の答申「医療施設調査の変更について」、部会の案をお示ししたいと思います。

審議の状況でございますけれども、医療施設調査の変更については、実は、昨年12月17日の統計委員会において諮問されまして、当人口・社会統計部会に審議が付託されま

した。その後、12月21日、1月24日、それから、2月22日に部会を開催いたしまして、審議はおおむね終結いたしました。その答申案の審議取りまとめを行うために、3月15日に4回目の部会を開催する予定でしたが、先般の地震の影響で開催できなくなり、答申案についてはメールによって部会委員と調整して御了解をいただきました。

早速ですが、答申案の内容に移ります。最初に1ページでございますが、まず、総論としての「承認の適否」ですが、今回の申請については承認して差し支えないといたしております。承認に当たりまして、一部計画の修正が必要と考えられる箇所に関しては、以下の「2 理由等」で個別に記載しています。

早速1ページの「理由等」で、まずは「(1) 調査事項」であります。「ア 調査事項の追加」であります。厚生労働省では、答申案の表1にありますとおり、様々な調査事項を追加することとしています。これらについては産科や小児・周産期医療といった医療施策を検討するに当たっての基礎資料を得るために追加されたものであり、そして医療施設調査の目的に沿っているということで、また、調査事項の内容は複雑ではないということもあって、報告者負担も過重ではないと見られることから、適当と判断しております。

2ページのイに参ります。「調査事項の削除」としては3ページの表2になります。ここでまた様々な調査事項を削除することといたしております。これらは過去の医療施設調査の結果、他の統計調査の結果、行政記録情報等で行政上の需要をほぼ満たすということが可能であることなどから、報告者負担を考慮して削除することとされたものであり、おおむね適当と判断いたしました。ただし、(ア)から(エ)に記載しているとおり、一部の事項に関しましては削除せず、従来どおり調査事項とすることが必要と考えます。

(ア)でございます。2ページの方に戻ってしまいますが、厚生労働省は病院票の「許可病床数等」のうち、「回復期リハビリテーション病棟」、「認知症病棟」及び「介護保険移行準備病棟」について、診療報酬の算定に係る施設基準の届出による情報があることを理由にして削除するというようにしております。しかしながら、施設基準の届出による情報は医療施設調査の調査票情報と結合することができません。そういうことから「回復期リハビリテーション病棟」等を調査事項から削除いたしますと、調査結果の有用性を大きく低下させると考えられます。そのため病院票の「許可病床数等」における「回復期リハビリテーション病棟」、「認知症病棟」及び「介護保険移行準備病棟」については、削除は適当ではないといたしております。

それから、「(イ) 手術等の実施状況」でございます。また、厚生労働省は病院票の「手術等の実施状況」のうち、「食道がん」、「胆嚢がん」、「膵臓がん」及び「腎がん」を行政需要や報告者負担を考慮して削除することとしています。しかしながら、食道がん等の実施状況を把握することは地域における医療提供体制の在り方を探る上で極めて重要であり、食道がん等を調査事項から削除すると調査結果の有用性を大きく低下させると考えられます。そのため病院票の「手術等の実施状況」におけるこの4つのがんについては、削除は適当でないいたしました。

3 ページに参りまして、「(ウ) 薬剤管理指導・処方の状況」でございます。厚生労働省は病院票の「薬剤管理指導・処方の状況」のうち、「入院患者への薬剤管理指導」を行政需要や報告者負担を考慮して削除することとしています。しかしながら、薬剤管理指導の状況を把握することは服薬に伴う医療事故の防止策の在り方等を研究する上で極めて重要であり、入院患者への薬剤管理指導を調査事項から削除すると調査結果の有用性を大きく低下させると考えられます。そのため病院票の「薬剤管理指導・処方の状況」における「入院患者への薬剤管理指導」については、削除は適当でないいたしました。

それから、同じく3 ページの(エ)でございます。これは病院票ですが、「病棟における看護職員の勤務体制」の欄が複雑で報告者等に負担感があることを主な理由として、同欄のうち「配置している看護師・准看護師」数を削除し、それに併せて「病棟における看護職員の勤務体制」欄を従来の病棟種別から病棟種を統合した形に変更することとしています。しかしながら、我が国における看護職員の配置基準の在り方を研究・検討する上で、医療施設調査で把握される看護師数及び准看護師数のデータは不可欠である、また、報告者負担もそれほど重いとは考えられません。そのため病院票の「病棟における看護職員の勤務体制」における「配置している看護師・准看護師」については、削除は適当ではないいたしました。

次のページのウでございますが、調査事項に係る「その他の変更」として、厚生労働省は、調査事項について追加及び削除以外に表3に掲げる変更を行うこととしています。これらについてはいずれも合理的な変更と認められるため、適当と判断いたしました。

「(2) 調査方法」であります。厚生労働省は、今回病院票について政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入することにしています。これについては医療施設調査に係る前回の答申において今後の課題とされた事項に対応するものであり、適当と判断いたしました。なお、一般診療所票及び歯科診療所票についてはオンライン調査の導入が見送られていますが、これは経路機関である地方公共団体の負担を考慮した結果であり、やむを得ないと考えます。

最後に、「今後の課題」として、5 ページですけれども、以上が厚生労働省が変更を計画している各事項についての判断であります。今回の答申案では1点今後の課題を付しています。今、御説明しましたように、今回は一般診療所票及び歯科診療所票については政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入を見送ることはやむを得ないいたしました。オンライン調査には報告者の利便性の向上といった大きなメリットがあることから、積極的に推進すべきと考えられます。そのため一般診療所票及び歯科診療所票についても政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入することに関して、システムの改修状況等を踏まえて検討を進めることを今後の課題といたしました。

以上が医療施設調査変更に関する答申案の報告です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「医療施設調査の変更について」、本委員会の答申は資料3のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料3によって、総務大臣に対し答申します。人口・社会統計部会に所属されております先生方におかれましては、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第33号の答申「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について(案)」につきまして、阿藤部会長からこれまた御説明お願いいたします。

○阿藤委員 それでは、資料4で、諮問第33号の答申「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について(案)」について御説明いたします。

審議の状況でございますけれども、先ほど医療施設調査で説明したものと同一であります。

早速答申案の内容ですが、患者調査の答申案は他の答申案と同様に、大きく基幹統計調査としての患者調査の変更と、それから、今回基幹統計としての患者調査の指定の変更に分かれます。まず、基幹統計調査としての「患者調査の変更」から説明いたします。資料4の1の(1)であります。まず、総論として「承認の適否」でございます。今回の申請については承認して差し支えないといたしております。

「(2)理由等」のうち、「ア 標本設計」でございます。厚生労働省は、患者調査で報告を求める医療施設のうち、病院に関しては以前から病院の種類に応じた層化無作為抽出をしていますが、今回「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」などにつきまして個別の層化を取りやめて、他の層に統合することとしています。これについては該当する病院数が少なくなっているということなどから、個別に層化する必要性は乏しいと認められるため、適当と判断いたしました。

それから、「イ 調査事項」の「(ア)調査事項の追加」でございます。厚生労働省は表1にあるとおり、これは1ページ目から2ページ目にまたがっていますが、様々な調査事項を追加することとしています。これらについては肝炎対策といった医療施策を検討するに当たっての基礎資料を得るために追加されたものであり、患者調査の目的に沿っているということで、また、調査事項の内容は複雑ではなくて報告者負担も過重ではないと見られることから、適当と判断いたしました。

それから、「(イ)調査事項の削除」についてでございますが、これは表2にあるとおり、様々な調査事項を削除することとしています。これらは出現数が極めて少ないことや有用性が低いといったことを理由にしており、適当と判断いたしました。

それから、「(ウ)その他の変更」の部分ですけれども、これは表3でございます。これは中身としては追加及び削除以外の変更でございますが、これらにつきましても有用性

の向上、報告者負担の軽減、出現数の少なさ等を理由としており、適当と判断いたしました。

(3)でございますが、「今後の課題」であります。今までのところが厚生労働省が変更を計画している各事項についての判断であります。今回の答申案では2点今後の課題を付しております。まず、アでございます。患者調査で利用できる可能性がある既存の情報としては、厚生労働省が行っている「DPC導入の影響評価に係る調査」とレセプトがあります。これらを利用すれば報告者負担も軽減されるとともに、従来から求められている患者調査の標本規模拡大の余地も出てくると考えられます。そのためDPC調査やレセプトの情報の患者調査での利用について検討を進めることを今後の課題にいたしました。なお、利用の形態としては、基本的に医療施設が患者調査の調査票を作成する際に、保管しているDPC調査やレセプトのデータを患者調査の電子調査票に転送する方法と、②として、厚生労働省が患者調査の集計を行う際に、患者調査の調査票情報と厚生労働省が保管しているDPC調査の情報とを同定して結合する方法の2種類が想定できますので、検討に当たってはこの2種類の方法それぞれに関して技術的可能性等を検証することが適当と考えられます。

それから、イでございますが、もう一つの課題はオンライン調査の導入であります。今回患者調査は従来どおり基本的に紙媒体の調査票の郵送によって実施することとされており、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入が見送られています。この見送りは政府統計共同利用システムの機能上の制約が理由とされており、現時点ではやむを得ませんが、オンライン調査には御承知のように報告者の利便性の向上といった多くのメリットがあることから、積極的に推進すべきと考えられます。そのため患者調査において政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入することに関して、システムの改修状況等を踏まえて検討を進めることを今後の課題といたしました。

最後に、2として「患者調査の指定の変更」を御説明いたします。従来、患者調査という名称の統計調査から作成される統計の名称は統計調査と同じ「患者調査」とされていましたが、統計の名称であることを明らかにするため、基幹統計としての名称を「患者統計」に変更するというのが今回の諮問の内容です。これについては統計と、それを作成する手段である統計調査とは概念上区別されるべきであり、統計の名称を「〇〇調査」、この場合「患者調査」ですが、としておくことは望ましくないということで、適当と判断いたしました。

以上が患者調査の変更及び患者調査の指定の変更に関する答申案の報告であります。以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問をお願いいたします。

よろしければ、答申案についてお諮りしたいと思います。「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」、本委員会の答申として資料4の案のとおりでよろしいでしょ

うか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料4によって、総務大臣に対し答申します。人口・社会統計部会に所属される先生方、どうもありがとうございました。

それでは、諮問第34号の答申「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について(案)」につきまして、樺部会長から御説明をお願いいたします。

○樺委員 資料5を御覧ください。国民生活基礎調査に係る匿名データの作成につきましては、昨年12月17日の統計委員会におきまして諮問され、匿名データ部会に付託されたものです。本件に関しましては、これまで3回の部会を開催して審議を行いまして答申案を取りまとめましたので、ここで御報告させていただきます。

資料5のとじ込みになりますけれども、参考資料2が3月8日の第6回匿名データ部会の議事概要という形になっておりますので、併せて御覧いただければと思う次第です。

まず、本件につきましては「計画の適否」、「理由」、「今後の課題」という形で、今後の課題についても幾つか出させていただいておりますけれども、順次説明させていただきます。

まず、「計画の適否」ですけれども、本調査の調査客体の匿名性並びに学術研究等における有用性はおおむね確保されているものと認められるということで、適当であると判断しております。ただ、これにつきまして「理由」のところでは何点か修正が必要であるということにしておりますので、順次匿名データの作成方法に従いまして説明させていただきます。

まず、1ページの「(1)情報の削除」の「A レコードのリサンプリング及び地域情報の削除」ですけれども、この計画では世帯票及び健康票から構成される「匿名データA」というかなり大きな匿名データと、世帯票、健康票、所得票及び貯蓄票から構成される「匿名データB」という2種類の匿名データが作成されております。それぞれ地域区分に関しては全国のみとするとともに、リサンプリングに関しては国勢調査区及び世帯の2段階のリサンプリングを行っていることが特徴的です。この2段階でリサンプリングを行うことにつきましては、特にこの調査が集落抽出法を採用していることを踏まえて、まず、つくられた匿名データの中に特定の調査区が含まれるか否かも秘匿したいし、また、特定の世帯が含まれるか否かの判別も困難にしなければならないということで、この措置は適当であるといいたしました。

それから、地域区分を全国のみとして、全国一律の拡大乗数を付与することにつきましては、これは今回かなり大きな論点だったわけですが、多くの属性情報と詳細な地域情報を組み合わせた場合に調査客体が特定される可能性が高まるということ、拡大乗数が変わってくる、乗数が変わると抽出地域が特定されてしまうことを防ぐ必要があるということ、それから、あくまでこの種の匿名データ、このような変量数の多い匿名データの

作成は今回が初めてでありまして、むしろ調査客体の匿名性が開示されてしまうリスクの確保を十分に図るような慎重性を期すことから、今回これをやむを得ない措置といたしました。この点に関しましては後ほど「今後の課題」で説明させていただきます。

そして、あくまでこれらの結果として、本調査のリサンプリング率が約2割という形になっております。ただ、このサブサンプルの大きさ自体は中間年調査の集計客体数と同程度であり、十分学術的有用性があるであろうということ、それから、作成された匿名データと公表されている統計との間で代表的な項目に関する平均値並びに分布の大きな乖離がないことから、適当であると判断いたしました。先般この委員会で、リサンプリング率2割というのは低すぎるのではないかというような御指摘をいただきましたけれども、私も匿名データ部会で判断しましたが、これも前回説明いたしました、あくまでこれは国民生活基礎調査自体の標本抽出法、いわゆるクラスターサンプリングを考慮した秘匿措置を行った結果として、あくまでこのリサンプリング率になったということで、決して部会がリサンプリング率2割を妥当と認めたわけではなくて、ここでやっているプロセスが妥当であって、結果として2割となったということで、これをもって今回審議結果として妥当と判断している次第です。

それでは、2ページ目になりますけれども、「識別情報の削除等」ということになります。ここで「(ア) 直接的な識別情報の削除等」につきましては、まず地区番号等の直接識別できる情報を削除して、更にレコードを乱数によってランダムに並びかえるという計画につきましては適当と判断しているところです。

「(イ) 所得の内訳等の削除」についてということで、これは有用性の観点からやはり議論されるべきことでありましたが、今回所得等の情報は世帯の総所得などに限定し、その内訳や世帯員別の情報は削除して提供するという計画となっています。これをすべて提供いたしますと、後に述べますトップコーディングの効果などの秘匿の担保ができなくなることで、それから、同様ですけれども、詳細な内訳の提供により調査客体が特定される可能性が高くなるということで、これもやむを得ない措置としております。この点に関しましても「今後の課題」で触れさせていただきたいと思っております。

「ウ 裾切りによるレコード削除」という項目です。これに関しては本計画では世帯人員8人以上の世帯並びに同一年齢の子どもが3人以上いる世帯、父子世帯、要介護者が2名以上いる世帯、年齢差の大きい夫婦のいる世帯のデータを削除することとしていました。これらについてはおおむね外部から比較的容易に把握できる一方で、出現頻度が低いということで適当としました。ただし、一部修正意見が出されたところです。まず、第一に年齢差の大きい、又は小さい親子のいる世帯についても同様の理由でレコードを削除する必要があるというものです。第二点は、同一年齢の子どもが3人以上いる世帯に関してですが、本計画に関しては世帯員の年齢は各歳ではなくて年齢階級別に提供されていることから、同一年齢階級の世帯員数に着目すべきということから、審議の結果、同一年齢階級に4人以上の者がいる世帯についてレコードを削除するよう変更する必要があると判断いた

しました。

3 ページに行っていただきますが、「識別情報の階級区分の統合」ということです。まず、「トップコーディング及びボトムコーディング」につきましてですけれども、「(ア) 高齢者の年齢」並びに「(イ) 総所得及び貯蓄現在高等」に関してトップコーディングを行うことは適当であるといいたしました。ただし、トップコーディングを行う高年齢者の年齢に関して、今回 85 歳以上とするという計画になっています。これに関して今回これを認めておりますけれども、後ほど「今後の課題」において補足させていただければと思います。

「イ リコーディング」についてですが、「(ア) 世帯員の年齢」につきまして、15 歳以上の者は 5 歳階級別、15 歳未満の者については 0～5 歳、6～11 歳、12～14 歳の 3 区分とするという計画でございます。これにつきましては、各歳別の年齢が明らかになると、属性情報の組み合わせによってやはり調査客体が特定される可能性があることから、やむを得ない措置と判断いたしました。なお、15 歳未満の者につきましては健康票の記入対象項目が年齢によって異なっていることから、健康票の回答区分である 3 区分としているということでございます。

「(イ) 出現頻度の低い選択肢のある項目」ですけれども、この選択肢を「その他」に統合することにしていますが、その一部の項目について委員から意見が出されました。審議の結果、「希望する仕事の形」や「悩みやストレスの原因」等の、専ら本人の意識を問い、外部から分からない項目に関しましては匿名化措置の緩和を図る必要があると判断いたしましたところではあります。

4 ページになりますが、「ウ トップコーディング等の基準」ということです。今回トップコーディングに関しましては対象サンプル全体の 1% 未満を対象とする計画になっています。これは先行する基準より若干厳し目の基準なんですけれども、これにつきましては先ほどありましたように、本調査が集落抽出で実施されていること、それから、世帯、世帯員に関する非常に多様な項目が把握されているということで、有用性の観点から他年次の匿名データ作成においても余り閾値を変更しない、可能な限り同様な閾値にすることを考慮した上で、この 1% 未満という基準についてはやむを得ない措置であると判断している次第です。

最後に、「今後の課題」についてでございます。これに関しては匿名データのより一層の充実、有用性の観点等で充実に努めてほしいということで 5 点の指摘をしているところです。

「(1) 地域区分及びリサンプリングの単位」ということです。これは先ほど述べましたように、地域区分を全国のみとしているわけですが、地域区分に関しましては研究者にとりましては大変有用な情報になっているはずで、何らかの地域表章の可能性について検討する必要があるということ。それから、今回リサンプリングの単位につきましては世帯単位のみとしております。ただし、地域情報の付与やリサンプリング率等の向上の可能性、

特に公衆衛生学、疫学分野の研究の観点からしますと、世帯員単位での匿名データの作成可能性、これがかかなり部会メンバーから指摘されたところでございまして、これについて速やかに検討を開始する必要があることを挙げているところです。

「（２）所得票の情報の提供」です。この所得票に含まれる情報に関しましては、先ほど申しましたように、世帯の総所得だけに限定して提供することにしてはいますが、今後むしろ匿名化措置に関する、匿名化自体の方法に関する研究などの進展によって、利用者のニーズを十分に考慮した上で、所得などの内訳や世帯員別の情報の提供の可能性について検討する必要があるということ述べたものです。ただ、ここに挙げましたいわゆる秘匿化措置の検討に関しては、できるだけローデータを保持するという原則も必要なのではないかという形で、部会の中でも様々な意見があったことは述べておきたいと思います。

５ページですが、「（３）匿名データの作成対象年次の拡大」です。これに関しましては、匿名データの作成対象調査を調査実施後５年以上経過したものとしていますが、直近の統計に基づく分析の重要性並びにそもそも本調査が３年ごとに大規模調査を行っていることを踏まえて、提供時期の短縮について検討する必要があることを挙げております。

「（４）年齢のトップコーディング」です。これは今回は世帯員の年齢を８５歳以上でトップコーディングを行うことにいたしました。それを認めましたけれども、近年の急速な高齢化を踏まえて、今後匿名データの作成対象年次を拡大する際に、そのときの人口構成に応じて検討を行う必要があるということ挙げさせていただいた次第です。

最後に、「（５）トップコーディング等が行われた変数」についてであります。これは再三この委員会から検討を指示されていることにかかわることですけれども、部会審議の結果では、利用者の利便性向上の観点から、海外におけるこの種の情報の提供事例を踏まえ、当該変数の基本統計量等の提供可能性を速やかに検討する必要があるとさせていただいた次第です。これにつきましてはより詳細な議論を行いました。資料５の参考資料２の後半、３ページ目でしょうか、「ウ トップコーディング等が行われた変数」に関する議論というところです。ここに割と詳細に書かれているところであります。部会審議の中で、まず、諮問者でございます厚生労働省からトップコーディングをした部分のサンプル数や平均値を提示していただいたわけです。これは実際には対象のサンプル数が少ない場合にかなり平均値が不安定になるということは分かったところです。この結果、対象の数がどの程度であれば平均値等を提供してよいか、どのような情報の開示がよいかについて技術的な検討が必要である。特にもともと非常に対象の数が少ない場合には、表章の際に完全にそこを秘匿するという措置が集計レベルでも行われているような状況がある。それから、そもそもこのトップコーディングをした部分の平均値等の情報が公表されるのは、むしろその部分の平均値に意味があると誤解される、ミスリードされるという形があって、公表統計と違った結論を出されることを危惧するといった意見が出されたところです。

一方で、トップコーディングした部分の平均値を出すことは確かに誤解を起す必要性があるので注意した方がいいけれども、そもそも統計委員会の委員長から出された意見は、

全体の基本統計量が出せないことが問題なのではないかということでありまして、そこで先ほどの課題にありましたように、トップコーディング等を行った変数の基本統計量等の提供可能性に関しては速やかに検討してほしいということで、これを今後の課題とさせていただきます。

この答申案についての説明は以上なんですが、このトップコーディングを行われた変数の扱いにつきましては、本調査のみならず、匿名データを利用し、分析する上では共通する課題です。そこで既に匿名データの提供が行われている総務省統計局の4調査についても、これはもう既に諮問を受けた際の答申において今後の課題とされている内容でありますので、同様に速やかに検討を進めていく必要があること、同様に今後他の基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合においても、当該変数の基本統計量等を併せて提供することに関しては常に配慮していただく必要があることを、これは今回の審議事項である国民生活基礎調査に関する指摘事項ではないわけですが、併せて申し添えたいと思う次第です。この種の議論が基本的に部会の中で行われたということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」、本委員会の答申は資料5の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、資料5によって、厚生労働大臣に対し答申いたします。匿名データ部会に所属される先生方、まことにありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。諮問第36号「農業経営統計調査の変更について」につきまして、総務省から御説明をお願いいたします。

○総務省吉田調査官 総務省政策統括官室の吉田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料6に基づきまして、諮問の概要等につきまして御説明申し上げます。今回、本委員会にお諮りいたしますのは、平成24年調査から変更が予定されている基幹統計調査の農業経営統計調査についてでございます。

では、初めに、農業経営統計調査につきまして簡単に説明させていただきます。「諮問の概要」をめぐっていただきますと、「調査の概要」というポンチ絵風の資料がございますので、これを御覧ください。まず、調査の目的でございますが、農業経営体の経営の実態と農畜産物の生産費の実態を明らかにして、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている調査でございます。この調査の来歴をちょっと見ますと、昭和24年から実施されております農家経済調査と米生産費統計調査、それと昭和24から61年にかけて、順次整備されてきておりました米以外の農畜産物に係る生産費調査が前身になります。

農家経済調査につきましては指定統計調査として、他の生産費統計調査につきましては承認統計調査として実施されていたものでございますが、それを平成6年に統合いたしまして、平成7年から名称を「農業経営統計調査」と改め、指定統計調査として実施しております。そして、統計法が全面改正されまして、21年4月から基幹統計調査ということになっております。

調査は、農業経営体のうち農畜産物の販売を目的とする経営体、約1万経営体でございますけれども、これを報告者といたしまして、営農類型別経営統計を作成するための調査、それから、生産費統計を作成するための調査の二つの調査で構成されております。営農類型別の統計を作成するための調査につきましては、個別経営体を対象にした調査と組織経営体を対象にした調査とに分かれます。更に組織経営体を対象にした調査につきましては、組織法人経営体調査、それから、任意組織経営体調査とに分かれております。報告者につきましては、個別経営体は約4,600、組織経営体が約600となっております。一方、生産費統計を作成するための調査につきましては、個別経営体を対象にした調査でございますが、報告者の数は約4,400経営体ということになっております。資料のこの「調査の概要」を1枚めくっていただきますと、「調査等の構成」ということで、現行と変更後とございまして、体系図的になっておりますので、これを御覧いただければと思います。

ここで報告者となります農畜産物の販売を目的とする農業経営体というものにつきまして説明しておきますと、農業経営体と申しますのは経営耕地面積が30アール以上、又は1年間における農業生産物の総販売額が50万円以上など、農作物の作付面積等の規模が一定規模以上の農業者をいいます。この農作物の作付面積等の規模が一定基準以上の農業者と申しますのは、例えば施設野菜栽培を行ってればその面積が350平方メートル、それから、また豚を養ってれば豚飼養頭数が15頭以上でありますとか、そういった外形上の基準ということになります。これは1990年の農林業センサスから用いている農業経営体を判定するための基準ということになっております。この農業経営体なんですけれども、経営形態によりまして個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体という整理をしております。これは「諮問の概要」の下の方の注意書きにも入れておりますけれども、個別経営体と申しますのは世帯単位で農業経営を行う経営体でございます。それから、組織法人経営体と申しますのは個別経営体以外の法人化している農事組合法人ですとか、会社組織によって経営を行っている経営体でございます。任意組織経営体と申しますのが個別経営体以外で法人化していない経営体になります。ついでながら、集落営農というのは、その後にも説明がございまして、集落を単位といたしまして、農業生産過程における作業の全部又は一部につきまして共同化・統一化についての合意をした上で農業経営を行っているものという整理がされております。

調査の説明に戻りますけれども、調査票は現金出納帳、それから、作業日誌、経営台帳の3種類の調査票から成っております。現金出納帳では農業や農業生産関連事業・農外事業に係る収入や支出、それから、作業日誌では人別・部門別・作業別の農業労働時間、生

産品目の生産に使用した資材等について記入してもらおう。経営台帳につきましては生産概況ですとか資産状況、損益の状況等の事項を報告してもらっているということでございます。

調査の対象期間でございますが、これは1年間となっております。営農類型別の経営統計調査では、個別経営体につきましては1月1日から12月31日までの1年間になります。組織法人経営体につきましては決算の対象となった年の1年間、それから、生産費統計調査につきましては作物種別ごとの生産サイクルに基づいた1年間になります。

調査方法は、職員が調査票の配布を行いまして、回収を職員、郵送、オンラインいずれかの方法で行うことになっております。

調査の流れにつきましては、農林水産省の中央組織を使った直轄方式で行うということでございます。

この調査の結果の利活用状況でございますけれども、資料の「調査の概要」の裏側に「利用状況」という資料を用意してございますが、行政上の利用と他の統計における利用、それから、白書等における分析での利用ということになっております。行政上の利用につきましては、農林水産省の農業施策の基本方針でもございますけれども、「食料・農業・農村基本計画」というものがございます。これの「農業経営の発展のための展望モデル」、これは基本計画に対応した経営発展の具体的な取組の例示になりますけれども、その作成に使う。あるいは農業者戸別所得補償制度の交付金単価の算定ですとか、その交付金の農業経営への影響、その分析、制度の検証等の資料としても使われるということでございます。また、麦や大豆、原料用のばれいしょですとかてんさいといった作物に係る生産条件格差を補てんする仕組みがございまして、そういった交付金額の算定資料ですとか、あるいは加工原料乳、牛肉、豚肉等の各種行政価格の算定にも使われるということでございます。

それから、皆様御承知のとおり国民経済計算ですとか、産業連関表の作成にもこの統計調査の結果は使われているということでございます。

それから、白書等の利用ですけれども、「食料・農業・農村白書」、農林水産省の白書でございまして、こちらの方で分析に利用されているということでございます。

以上が調査の説明と利用状況の説明でございました。

続きまして、今回の調査計画の変更の概要について説明いたします。「諮問の概要」に戻っていただきます。「3 主な変更内容」を御覧ください。今回の変更につきましては5点ほどございます。ただ、調査事項の変更はございません。変更の1点目は、調査体系の変更、2点目が標本設計の変更、3点目が調査票の変更、4点目が調査方法の変更、そして、5点目が報告者への還元資料の充実ということになっております。

では、体系の変更から説明いたします。体系の変更につきましては2点ございます。1つは、戸別所得補償制度の制度設計を緊急に行う必要があるということで、農業経営統計調査の対象になっていない作物、具体的にはなたね、そば、大麦類などですが、その生産

費を把握する目的で、一般統計調査として実施しております「なたね、そば等生産費調査」というものがございます。これを、この農業経営統計調査に統合するものでございます。ただ、統合するのは個別経営体に係る部分のみということでございます。2点目ですが、先ほどこの調査は営農類型別経営統計を作成する調査と生産費統計調査を作成するための調査とに分けられるという説明をいたしました。その営農類型別経営統計を作成するための調査のうち、任意組織経営体については、従前、水田作と畑作とを対象に調査しておりましたけれども、調査の効率化・重点化を図るため、集落営農で水田作を行っている経営体だけを対象とすることにしております。

次に、2点目の標本設計の変更でございます。この調査は5年ごとに実施されております農林業センサスの結果から整備される母集団情報に基づきまして標本設計が行われております。2010年に実施されました世界農林業センサスの結果に基づく新しい母集団情報が整備されたことに伴いまして、この新しい母集団情報に基づいた標本設計を行うということでございます。その際、従来の担い手層、つまり、大規模層中心の標本設計の考え方を見直しまして、経営規模の大小に関係なく、広く階層の状況を適確に把握することができるような標本計画に変更することにしております。これは経営規模の大小を問わずに生産費の補償を行う戸別所得補償制度などの政策が展開されるようになったことに対応するものでございます。

次に調査方法の変更でございます。内容的には3つございます。1つは、決算書類の活用ということでございます。従来報告者の自計方式のほかに、農林水産省の職員が報告者のもとに出向きまして決算書類等を閲覧し、その内容を調査票に転記する方法によりデータの収集を行っておりますけれども、報告者の負担軽減と正確性の確保という観点から、協力が得られる報告者につきましては決算書類等を農林水産省の方に郵送してもらう、その上で職員が事務所で調査票を作成する方法を導入するものでございます。

それから、ITを利用した調査方法の導入ということがございます。これは協力が得られる報告者につきましては表計算ソフトで作成しました調査票を電磁的記録媒体で提供して、それに入力したものを報告してもらうという方法に、インターネット回線を使った提供、回答方法を可能とするものでございます。もちろんインターネット回線を利用した報告の実施に当たりましては、データの暗号化などのセキュリティー対策はしっかり講ずることになっております。

最後に、報告者への還元資料の充実ということでございます。この調査は、一度報告者になりますと、5年間ずっと続けて報告を続けるという長期間にわたる調査であります。したがって、負担も大きいということで、報告者の調査への理解と協力が不可欠でございます。その理解と協力を得るための方策といたしまして、すべての報告者につきまして、本調査結果により得られたデータに基づきまして、報告者と同じ営農類型で同じ規模の農家などの状況を全国又は地域で分かりやすく比較できる、今後の経営の見直し等の参考にすることができるようなデータを資料として還元するというを予定しております。

これらの調査計画の変更等につきましては、前回の平成 21 年 9 月ですけれども、統計委員会の答申が行われておりますが、そこにおける今後の課題として指摘された事項への対応という見直し措置でございます。

以上が、今回の農業経営統計調査の変更に係る諮問の概要の説明でございます。今後のスケジュールですけれども、本日お話しした後、部会審議をお願いして、7 月に答申をいただければと考えております。よろしく御審議お願いいたします。

○深尾委員長代理 ありがとうございます。

樋口委員長が所用で退席されたため、委員長代理の深尾が議事進行を務めます。

本件は産業統計部会に付議し、詳細については同部会で審議していただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますか。よろしいですか。

では、本件については産業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくこととします。廣松部会長、よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。国民経済計算部会の審議状況につきまして、部会長の深尾から御報告します。3 月 3 日に第 11 回国民経済計算部会がありましたので、この内容を報告します。資料 7 に議事概要があるので、御覧ください。

国民経済計算部会では平成 21 年 4 月の諮問を受けて審議を行っていきまして、これまで 7 回の部会で審議を行うとともに、ワーキンググループでの審議も行ってきました。次回、4 月 27 日に答申取りまとめの審議を行う予定です。

3 月 3 日の部会では、ストック統計等の整備、経済センサスに関する推計見直し、財政統計整備について了承するとともに、2008 SNA の導入、答申取りまとめの方向について審議を行いました。

まず、ストック統計等の整備については、ストックワーキンググループ座長の高木専門委員及び内閣府より同ワーキンググループでの審議状況について報告がありました。以下のような質疑応答があった後、部会として了承しました。

主な意見、質問としては、制度部門別の純資本ストック公表値と試算値の違いについて、どうしてこういうことが起きたのかという質問がありましたが、委員から今回資産区分が詳細化されたことによるのではないかとのコメントがあり、また、内閣府からは試算結果について今後更に精査していくとの回答がありました。また、重要な改定であり、これを高く評価するという意見がありました。それから、細かいレベルで推計されていますので、様々な既存調査、例えば国土交通省とか総務省の既存調査との比較も可能となるので検討してはどうかという意見がありました。内閣府からは貴重な意見として賜るとの回答がありました。

それから、資産別かつ投資主体別の固定資本マトリックスが毎年得られる、つくられるというのは画期的であり、詳細なレベルで今後公表してほしいとの意見に対して、内閣府からはできる限り公表したいと考えているが、詳細はこれから検討するとの回答がありました。それから、資本ストックだけではなくて資本サービスの推計についても今後検討す

る予定かとの質問に対しては、内閣府から基本計画にも示されており、取り組むべき課題と考えているとの回答がありました。

それから、この推計値が変更されることでGDPにどのような影響があるかという質問に対しては、内閣府から一般政府及び対家計民間非営利団体の固定資本減耗が改定された分、GDPも改定され、最終的な推計結果によって変わり得るが、今回の試算では直近部分についてGDPの押し下げ要因となっている。これは資本減耗が下がるため、政府消費が減るという効果を通じてGDPの押し下げ要因となっているとの回答がありました。

それから、資産別の純資本ストックの住宅について、公表値と試算値の乖離の要因を簿価から時価への概念変更によるものと償却率によるものに分けて分析できないかとの質問に対しては、内閣府から検討してみたいとの回答がありました。

以上が資本ストックに関する審議です。

次に、経済センサスに関する推計見直しについて、内閣府から検討状況の説明がありました。以下のような質疑応答があった後、平成24年末対応に向けた基本的な枠組みは確立されたと考えられることから、部会としてはこれを了承しました。ただし、28年実施予定の経済センサス活動調査に向けては内閣府においてコモ法と付加価値推計法のアプローチの差による集計値の不突合のバラシングなどの調整フレームを活用した新たな精度向上法の検討や、このような手法を更に統合的に発展させた供給・使用表など、推計フレームの抜本的な見直し等の検討を行っていくこととなりました。これに関する主な意見、質問は以下のとおりです。

現行推計と同程度の精度を得るといえる点では安心できるものができたという評価する意見がありました。今後は支出側と生産側の推計値の不突合の調整を行うなどの方法により、より精緻化に努めてもらいたいとの意見がありました。それから、代替推計の検討過程で明らかになった工業統計の転売の取り扱いを踏まえて、過去の計数を見直していく予定はあるかとの質問に対して、内閣府からは仮に対応するとすれば基準改定時となるのではないかとの回答がありました。

以上が経済センサスに関する推計見直しです。

次が、財政統計整備についてです。内閣府から検討状況の説明がありました。以下のような質疑応答があった後、部会として了承しました。

1つ目は、政府財政統計整備は昨今の世界の状況を見ても非常に重要であり、引き続き頑張ってもらいたいとの意見がありました。それから、政府財政統計整備の枠組みとしては一般政府を基軸とすることが重要であり、特に地方政府の情報を十分に集めて整備してもらいたいとの意見に対して、内閣府から地方政府の情報の拡充については関係機関と相談していきたいとの回答がありました。

それから、政府財政統計は基本計画策定以降、IMFが取組を強化するなど、重要性が高まっているので、ぜひ整備を進めてほしいという意見がありました。

それから、今後は金融勘定やストック部分についても整備してもらいたいとの意見に対

して、内閣府からは金融部分については早急に対応できる見込みだが、ストックについてはもう少し時間をいただきたいとの回答がありました。

新たな付表について現行の表とどこが違うかとの質問に対しては、内閣府からは税などの表章が詳細になることが特徴であり、政府財政統計マニュアルに沿って可能な範囲で細かく表章していきたいと考えているとの回答がありました。

次に、2008 SNAの導入について、これはかなり対応が遅れているわけですが、これについて内閣府から説明がありました。主な意見、質問は以下のとおりです。2008 SNA導入の時期についてめどを示すべきではないか、各国の状況を踏まえると早期の導入を目指すべきではないかとの意見に対して、内閣府からは係数全体を見直すこととなるため、基本的には次々回基準改定時と考えられるが、基本計画にもあるように、可能なものから順次年次推計でも対応していくこととなろうという回答がありました。

内閣府の上記の案では他の先進諸国と比較して導入がおくれる可能性があるため、単に可能なものから順次年次推計でも対応していくとするのではなく、導入する項目について優先順位をつけた上で、例えば資本サービスの概念の導入、労働投入データの整備、公的企業の特別配当の取り扱い等がこの部会では重要な項目として指摘されましたし、それ以外にも配布された資料から判断すると、例えばR&Dの取り扱いも非常に重要な論点だと思われませんが、こういったものについて導入時期も含めた工程表の作成を検討すべきではないかとの意見に対して、内閣府から基本的にまずは網羅的に検討することになるのではないかと、また、優先順位等を明確にするのも時間がかかるため、導入の時期や方法についてはある程度時間をかけて議論する必要があるとの回答がありました。

この点について、つまり具体的に工程表をつくって優先順位をつけてめどをつけて進めていくのか、そこについてどこまで踏み込むのかということについては次回の部会で再度審議することになりました。

あと、2008 SNA導入時の遡及期間について、少なくとも主要なものについては長期にわたって遡及してほしいとの意見に対して、内閣府からすべてが整合するものとしては10年程度とし、GDPなど主要なものについてはより長期にわたって遡及するという対応も考えられるかもしれないとの回答がありました。

最後に、諮問第16号「国民経済計算の作成基準の変更について」に対する答申案について内閣府から説明があり、次回に開催される第12回国民経済計算部会において答申案を審議することを確認しました。

以上が、この部会の審議状況に関する御報告です。

今の報告について御質問がありましたらどうぞ。よろしいですか。

では、部会長である私は、国民経済計算部会の委員の皆さんと御一緒に次回委員会での答申に向け、審議を進めることとします。

本日の議題は以上ですが、最後に1件報告がございます。昨年2月に統計委員会から日本品質管理学会にお願いしました統計の品質評価に関する研究につきまして、この間学会

内に統計・データの質マネジメント研究会を設置していただき、御検討いただいているところです。本日は同研究会の状況につきまして研究会の主旨でもあります椿委員から御報告いただければと思います。

椿委員、よろしく申し上げます。

○椿委員 1枚の紙ですけれど、参考6という資料が入っているかと思えます。今、御紹介がありましたように、昨年2月に同委員会から日本品質管理学会長に対して統計の質に関する研究事業を行うということで依頼がありまして、日本品質管理学会の3月の理事会で計画研究会、これはトップダウンでつくる研究会、普通研究会は会員が発議して何人か集まってつくるのですけれども、理事会のトップダウンでつくる計画研究会を発足しました。その際、実はかなり多くの分野で情報とかデータの質が問題になっていることがございまして、もちろん今回公的統計が発端になったのですが、いろいろな分野におけるデータ、情報の質の研究を行っている方々を招聘しろという形になったところです。

基本的にそこにありますように、「目的」としては、情報とか統計データのプロダクトとしての質、公的統計の世界でいうところの達成精度に当たるようなものなのですが、そういう部分の検討と、統計や情報をつくっていく作成プロセスのクオリティー、そのマネジメントシステムと言われているもの、こういうものの検討、更にはそもそも統計とか情報を設計する、デザインする際のクオリティーがあります。これはもともと品質概念の中でプロダクト、プロセス、デザインを分けて考えるということがあったわけですが、特に一次統計並びに二次統計、加工統計などについて、それらの質に関する定義、質確保のための標準的なプロセス、それから、設計の質は今後の課題なのですが、これを確保する方法論などについて扱います。分野としては公的統計の調査、これが内閣府統計委員会からの依頼、マーケティング調査、民間の調査、それから、異色ではございますけれども、データマネジメントを20年ほど活動している分野として、GCPという薬事法に基づいてデータの質を管理する新薬品開発のための臨床試験等のデータのマネジメントという分野、この3分野を当面对象とし、その共通点あるいは違う点などを明らかにしたいということです。研究会は産官学という形で集まりまして、データの質保証について少なくとも我が国で研究を進めることが、学会レベルですということとは非常にまれなことだと思います。先ほど医薬品のことを申し上げましたけれど、ここが業界として生物統計データマネジメント部会、製薬協医薬品評価委員会データマネジメント部会という業界での研究部会を持っていたと承知していたので、そこに声をかけたということがあります。

加工統計に関しては意思決定のため、どういうふう加工統計をつくっていくののいいのにかんしては余り研究が行われていないということ、バイアスが単純な標本誤差によるものだとすれば、その扱いについてはいろいろな先行研究があるのですけれども、非標本誤差と言われているものの影響に関する検討が組織的に余り行われていないという問題意識で研究会を組織した次第です。

今、申し上げましたように、計画研究会は基本的に学会規則で20人まで参加できまし

て、あとエキスパートメンバーを随時オブザーバーとして採ることができるのですが、現在委員 19 名が参加しております。産は先ほど申し上げましたマーケティングリサーチ協会並びに製薬協医薬品評価委員会データマネジメント部会、それから、そこにある C R O というのは、製薬会社から委託を受けてデータを収集管理する企業がありまして、この方々が入っている。それから、日本適合性認定協会、J A B と、ここに書き落としてしまいましたが、産業能率協会、これは認証機関と言われているものですが、そこが入っています。認証機関というのは調査サービスをマネジメントシステムの観点等から認証する、サービス認証を行う組織であります。これは平成 22 年度から I S O の標準に基づいて我が国で活動が開始されております。認定機関というのは、この認証機関がその種の監査を行う、認証を行うことの力量を保証する上位機関という形で、そこから参加していただいています。官からは総務省、厚生労働省、経済産業省、日本銀行からエキスパートメンバーを送っていただいている状況があります。

学ですが、今回統計委員会からは日本統計学会との協力をぜひ実現してほしいと品質管理学会長に対して言われて、私自身ももちろん品質管理学会の会員であると同時に統計学会の会員でございますが、美添前日本統計学会長に委員として参画していただいている状況があります。別途、吉澤正教授、この方は日本品質管理学会の元会長ですけれども、元統計審議会の委員でもあるということで、統計審議会ないし統計委員会関係者が 3 名ほど入ることができた。それから、品質管理学会関係の学会誌編集理事並びに事業理事等が入っていただいている。この方々はいわゆる品質マネジメント、質マネジメントの専門家という形になっております。元山委員、山本委員は日本統計学会会員でもございます。

これまで 7 回研究会を開催しておりまして、ほぼ現状把握と問題抽出を終了していたところですが、まず、第一に行ったことは、I S O 2 0 2 5 2 という国際規格ですが、これは市場調査、世論調査、社会調査に対して何をプロセスとして要求するかという国際規格で、先ほど申し上げましたように平成 22 年度からこの規格を基に調査というサービスの認証が我が国で立ち上がったところです。ここに関してどういう考え方なのかということ、実際にどのようなプロセスで調査自体を認証している、調査サービスを認証しているかということについて、これは品質管理学会の研究会でも詳細に報告して我々も認識し、統計関連学会の連合大会でも企画セッションをつくらせていただいて、この種の話について議論したところです。

それから、先ほど申し上げましたように、薬事法における承認申請資料、これに関しても様々な監査が行われていますが、独立行政法人の医薬品医療機器総合機構の品質保証部長、この方もやはりデータマネジメントに関する、データの監査に関する観点で、国として、厚生労働省としてどのようなデータに関する信頼性を求めているかということ、それから、業界の考え方、業界から委託を受けている C R O 等が実際どういうことをやっているかに関して、いろいろな分野の方々に基づくデータの質保証を考えさせていただきました。それから、もちろん公的統計の品質評価における政府の取組がどのようなものである

かということに関して、まず委員全般の様々な分野において何が起きているかという現状の把握をしたところです。

裏面に行っていただきたいんですが、昨年10月から品質管理学会の第40年度になりました。研究テーマを実際に絞っていくことになってきました。特に項目Aが統計調査の結果の不確かさ、いわゆる非標本誤差をどういう方式で評価するかという評価技術に関する検討で、ここにあるGUMというのとはどちらかということと客観計測並びに主観計測の分野の不確かさを扱う国際ガイドですけれども、このガイドに基づいて統計自身も評価することができるのではないかと、これは吉澤委員からの提言となっております。これをひとつ今年やってみようということです。それから、もう一つ特にこの統計委員会に非常に密接に関係すると思うんですけれども、公的統計作成に対してISO20252という国際規格が適応可能であるか、あるいはISO20252の中に公的統計を審査するという意味ではちょっといろいろな問題があるかどうかという、そういうような妥当性に関する一般的な検討を具体的な公的統計の統計調査を例にケーススタディーしていこうということが決まっております。

こういうものを基にデータマネジメント全般に要求される横断的な指針の作成に関して合意していく。3分野集まっておりますけれども、やはり質を非常に大切にしないと、いわゆるコストだけを追求することはままならぬというのはほぼ全員のコンセンサス、産官学のコンセンサスとなっております。この点に関して分野横断的な基本指針ができるのではないかと期待があるところです。

実は、3月の地震で2回ほど研究会が中止になってしまって、今、もう少し具体的に公的統計に関しても進んでいるところですが、当面5月28日の品質管理学会においてこの調査研究会の中間報告を行う、それから、統計関連学会の連合大会においても何かこの研究会の関係者が発表を行うようにしようということ、10月の年次大会でもまた中間報告をするというような形で進めて参りたいと思っています。

一方で、情報自体の価値評価、規格に関する品質評価、それから、情報を加工する、特に二次統計のようなものに関する質をどう評価するかに関しては、41年度の計画どおり研究していきたいということがおおむね合意されております。ちなみに品質管理学会理事会からはこの計画研究会に対する予算配置は3年間認められているところでございます。

あと、GUMに関して非常に変わったことを書きましたけれど、いわゆる誤差というものではなくて、不確かさ表示、不確かさ係数、不確実係数をどういうふうにつくるかということに関する国際ガイドでございます。これは主観的な確率と客観的な確率みたいなものをどうあばいをつけるか、8つの国際機関が合意した形になっているもので、これを少し勉強していこうということで、今、進んでいます。これはどちらかということと基本研究のようなものでございます。

以上、少し饒舌になってしまいましたが、このような研究を今、進めているということでございます。

○深尾委員長代理 ありがとうございました。

今後とも椿委員には引き続きの御検討をよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上ですので、最後に、次回の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、5月20日の金曜日15時から、本日と同様にこの会議室において開催いたします。詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○深尾委員長代理 以上で本日の「統計委員会」を終了いたします。ありがとうございました。